

京 都 大 学 薬 学 部 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第5 学士の学位授与</p> <p>第13条 薬科学科にあつては4年以上、薬学科にあつては6年以上存学し、学部の定めるところにより、薬科学科にあつては<u>136単位以上</u>、薬学科にあつては<u>190単位以上</u>を修得した者は、学士試験に合格した者とする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>第5 学士の学位授与</p> <p>第13条 薬科学科にあつては4年以上、薬学科にあつては6年以上存学し、学部の定めるところにより、薬科学科にあつては<u>146単位以上</u>、薬学科にあつては<u>200単位以上</u>を修得した者は、学士試験に合格した者とする。</p> <p>2～4 (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>2 改正後の第13条第1項の規定は、この規程施行の日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。</p>